

【論 文】

再考：幕末における金貨の大量流出

同志社大学 経済学部
教授 鹿野 嘉昭

1. はじめに

周知のとおり、安政6年（1859）6月の開港を契機として大量の金貨が海外へと流出した。その背景としては、国内の金銀貨の純分量で計算される金銀比価が当時の国際的な水準から大きく乖離していたことが挙げられることが多い。金貨の大量流出という危機的な事態に直面した徳川幕府は、翌万延元年（1860）閏3月、金銀比価の内外均衡を回復させるべく改鑄（万延の改鑄）を断行し、これを契機に金貨の流出は1年を経ずして止んだ。

この金貨の大量流出に関しては、これまでも数多くの優れた論文が報告されている。しかし、すべての問題についてしかるべき解答が出揃っているとまで断言することはできない。例えば、内外貨幣の交換のありようを定めた修好通商条約の貨幣条項を適切に設定することにより、金貨の流出を未然に防止できなかったのか。幕府は開港に際し、金貨の流出を防止するべく洋銀の交換対象となる銀貨として安政二朱銀を新鑄したが、そうした銀貨を欧米諸国が受け入れると果たして考えていたのだろうか、金貨流出を未然に防止するための施策は他にあり得たのか、といった疑問がなお残っているのである。

こうした問題意識に基づき、本稿では、幕末における金貨の大量流出問題について、経済学の視点を加味して検討することにした。以下、第2節において先行研究を展望のうえ、これまでの研究成果を要約した後、問題の所在および研究課題を明らかにする。次いで、第3節では、日米修好通商条約の交渉過程を振り返ることにより、開港に際し徳川幕府が実施した施策の意

義と効果を検討する。第4節では、金貨流出の原因がいずれにあったのかを明らかにするとともに、幕府が実施し得た金貨流出防止のためのしかるべき方策について議論する。最後に、第5節では、本稿での議論を要約するとともに残された課題を提示する。

2. 先行研究の展望、問題の所在と検証すべき課題

(1) 幕末における金貨の大量流出の発生と終息

最初に、幕末における金貨の大量流出の実際について簡単に振り返ることにする。徳川幕府は安政6年（1859）6月、米国、オランダ、ロシア、英国およびフランスの5か国との間で締結した修好通商条約に基づき、神奈川・長崎・箱館の3港を開港した。貿易取引の標準貨幣となった洋銀と邦貨との交換比率は、同種同量の原則に基づき洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚あるいは洋銀1ドル1枚＝一分銀3枚に設定された¹。この交換比率にかかわる合意は、安政4年（1857）5月の「米利堅合衆国規定書」（下田締盟）第3条において、日本は6分の改鑄費を得て同種同量で貨幣の交換を行うというかたちで取り纏められ、同年6月から9月にかけて米国など5か国との間で締結された修好通商条約に貨幣条項として盛り込まれた。ただし、構成上、条約では同種同量の原則に基づく貨幣の交換が謳われるにとどまり、同原則から導かれる洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という交換価格は明定されていない²。

実際、日米修好通商条約では内外貨幣の交換は第5条の貨幣条項において表1のとおり規定

(表1) 日米修好通商条約第5条の貨幣条項

第5条の条文	
英文	All foreign coin shall be current in Japan, and pass for its corresponding weight of Japanese coin of the same description. Americans and Japanese may freely use foreign coin in making payments to each other. As some time will elapse before the Japanese will be acquainted with the value of foreign coin, the Japanese Government will, for the period of one year after the opening of each harbor, furnish the Americans with Japanese coin, in exchange for theirs, equal weights being given and no discount taken for recoinage. Coins of all descriptions (with the exception of Japanese copper coin) may be exported from Japan, and foreign gold and silver uncoined.
邦文	外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すへし金は金銀は銀と量目を以て比較するをいふ雙方の國人互に物價を償ふに日本と外國との貨幣を用ふる妨なし 日本人外國の貨幣に慣はされハ開港の後凡壹个年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加人願次第引替渡すへし向後鑄替のため分割を出すに及はず 日本諸貨幣ハ銅錢を除く輸出する事を得并に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄さるも輸出すへし

されていた。すなわち、第1に、外国の諸貨幣は同種類の日本貨幣と同量で通用する(金は金、銀は銀と量目を比較する)。第2に、日本国内での取引にかかわる支払いについては日本貨幣、外国貨幣のいずれでも自由に行うことができる。第3に、日本人が外国貨幣の価値を熟知するには若干の日時を要すると考えられるため、日本政府は開港後およそ1年の間、米国人からの日本貨幣への引換要請には速やかに応じる(改鑄費は徴収しない)。第4に、銅錢を除き、日本貨幣は輸出することができるほか、外国貨幣も輸出可能である。加えて、条約に付属の貿易章程において、金銀貨および金銀の輸入、日本の金銀貨の輸出にかかわる関税は無税とされた。なお、修好通商条約の条文構成は各国ごとに異なり、貨幣条項は米国では第5条、英国では第10条となっていた。

洋銀の交換対象となった(天保)一分銀の純銀量は、改鑄差益を稼得するべく南鐮二朱銀のその6割弱に抑えられた結果、流通金銀貨の純分量で計算される金銀比価は19世紀前半には1対5程度にまで上昇するなど、当時の国際相場(1対15)から大きく乖離した著しい金安銀高の状態にあった。そうした事態が発生すると、通常は国境を跨いだ価格裁定取引が活発化するが、江戸時代の日本では海外の投資家が価格差に着目した裁定取引を行うことは鎖国によりできなかった。

しかし、開港とともに事態は一変した。すな

わち、洋銀を日本に持ち込んで一分銀に交換し、その一分銀をさらに金貨に換えて海外に持ち出し、再び洋銀に交換すると約2倍の売買差益を獲得できるようになったため、金銀比価の大幅な乖離を開港前に知った利に聡い海外投資家による国境を跨ぐ価格裁定取引が活発に展開された。このようにして開港とともに、金銀比価の内外不均衡を背景とする大規模な銀貨流入・金貨流出が発生したのであった。これに対し、江戸町奉行は安政6年(1859)8月、江戸町内の小判が続々と横浜へと流出する事態に歯止めをかけるべく、「神奈川表江小判金不持出様」取り締まることにしたが、効果はほとんどなかったようである。そうした状況下、徳川幕府は万延元年(1860)閏3月、著しい金安銀高状態を是正するべく、金貨の価値を3分の1に引き下げる改鑄(万延の改鑄)を断行し、金銀比価の内外均衡を回復させた。これを契機に金貨の流出は1年を経ずに止んだ。

金貨の流出額については一時、100万両や2,000万両などの巨額に見積もられたこともあった。その後、『横浜市史』では40~50万両(うち横浜港からは30万両内外)という推計結果が提示された。さらに近年、石井寛治氏は英国商人の資料に基づき、金貨流出額は10万両台、天保小判の鑄造高812万両(一分判を含む)の1%程度にとどまっていたことを明らかにした³。こうした研究成果を踏まえると、金貨の流出はさほど大きくはなかったということがで

きる。しかし、金貨の流出は安政6年(1859)8月から翌7年(1860)1月までの6か月間に集中するとともに、年額に換算すると少なくとも20万両を超えるものであったため、徳川幕府にとってはきわめて重要な経済問題になったといえよう。なお、石井氏が分析の対象としたのは上海や香港向けの金貨輸出であり、同地で洋銀に交換されたのか、あるいは英国に向けて再輸出されたのかといったその後の動きについては定かになっていない。

この間、徳川幕府は、開港を契機に金貨の大量流出が発生する可能性を予想していた。実際、勘定奉行の土岐下野守は安政5年(1858)11月の上申書において「萬々一銀を以金兩替致し候哉も難計、左候へは、終いには金之方のみ被持去候」⁴と指摘している。それゆえ、事前の対策として洋銀の2分の1の重量を有する大型の二朱銀(安政二朱銀)を新鑄のうえ、この銀貨を洋銀との交換に充当しようとした。安政二朱銀が受け入れられれば、同種同量の原則に基づき、洋銀1ドル1枚=安政二朱銀2枚=一分銀1枚となって、嘉永7年(1854)5月に日本の主張に基づき、米国との間で暫定的に合意した洋銀1ドル1枚=一分銀1枚⁵という交換価格への復帰および内外比価の乖離解消が見込まれたからである。これに対し、英国などの欧米諸国は同種同量交換の対象となる銀貨は条約に基づき一分銀と規定されており、日本の判断で勝手に変更することはできない、つまり条約違反であると強硬に主張したことを受け、安政二朱銀の鑄造は開港直後の安政6年(1859)6月22日に取り止められた。

(2) 先行研究の展望と検証すべき課題

幕末の金貨流出をめぐるのは古くから、数多くの経済史家により議論されている。そのなかでも代表的なものとしては石井孝氏による研究(石井、1939、1952)、小野一一郎氏による研究(小野、1958 a、1958 b)、田谷博吉氏による研究(田谷、1963)や三上隆三氏による研究(三

上、1975)のほか、安国良一氏による研究(安国、2016)などが挙げられる。

このうち石井(1952)は、外交関係文書に基づき日米修好通商条約をめぐる交渉過程を子細に検証し、多くの害悪を生んだとされる内外貨幣の同種同量交換を定めた同条約第5条の貨幣条項は、米国のハリス総領事による強制の所産ではなく、洋銀の国内の自由通用を認めたり、米国が提案した金銀貨輸出禁止条項を削除して金貨の輸出を容認したりするなど、徳川幕府の混乱した対応に由来するものであり、金貨の大量流出にかかわる責めは幕府が負うべきとしている。これに先立ち石井(1939)では、幕府が安政二朱銀の発行を決断するに至った経緯が詳細に論じられている。田谷(1963)も概ね、石井(1939、1952)と同様の議論を展開しているが、金貨流出の責めを誰が負うべきかについてはとくに言及していない。

その一方で、小野(1958 a、1958 b)は、金銀比価が内外で大きく乖離していたことと、金貨の補助貨幣として実質価値よりも高い価値を付与された一分銀が、重量基準による洋銀との交換対象となったことが相俟って金貨の大量流出を促すなか、徳川幕府も対応に苦慮し、最終的には金銀比価の内外乖離を解消するべく万延の改鑄を断行したとしている。加えて、この時期、幕府が貨幣条項第3項の規定に基づき、できるだけ多くの一分銀を供給しようとしたことが外国商人の投機行動を下支えしたとしている。彼らが金銀比価の内外不均衡に着目した価格裁定取引を実施するに際しては、洋銀と一分銀との速やかな交換が必須となるが、一分銀は少額取引の決済手段として国内で広く利用されていたため、洋銀との交換に隘路が生じていたからである。事実、幕府は各国政府からの要請に基づき洋銀を鑄直した洋銀同位の一分銀(安政一分銀)の増鑄を図り、その要望に応えていたことを指摘している。

このほか、三上(1975)は次のように指摘している。すなわち、徳川幕府の公文書が示すと

おり、開港前後の金銀比価は大体1対13であり、国内比価が国際的な水準から大きく乖離することはなかった。それにもかかわらず、金貨の大量流出が生じたのは、計数銀貨の貶質、定位貨幣化に伴って生じた金貨に対する銀貨の価値高騰の結果として計算された1対4.64という本来的には比価たり得ないものを比価とみなして、同種同量の原則を適用したことによるものである。加えて、日米修好通商条約の貨幣条項の交渉に際し、幕府が6%という改鑄費用の徴収権や金銀貨の輸出禁止規定をいとも簡単に放棄したのは、天保一分銀よりも大型ながらも通用価値がその2分の1にとどまる安政二朱銀の新鑄を企図していたからである。この大型二朱銀を洋銀の交換対象として同種同量の原則を適用すると、洋銀1ドル1枚＝一分銀1枚というそれまでの交換比率を復活できると想定したのであった。しかし、この目論見はあつという間に崩れ去り、金貨が大量流出するに至った。さらに、日米修好通商条約の貨幣条項は日本の国家主権を侵し、半植民化するに等しいものであり、とくに直接的にして決定的な作用を日本に与えた不平等規定は同種同量交換であったとしている。

このような一連の研究成果を取り纏めたのが日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』第4巻（東洋経済新報社、1975）である。同書は、徳川幕府が同種同量交換を受け入れた背景には安政二朱銀の発行という伏線があり、これにより窮境打開を目論んでいた。しかし、欧米諸国から大型二朱銀の発行は条約違反であるという抗議を受け、発行後20日で鑄造停止を余儀なくされた結果、日本の貨幣体系は破壊され、金貨の流出が発生するに及んだとしている。山本（1994）も、先行研究での研究成果を踏まえて金貨流出の原因を検討のうえ、貨幣条項に規定された同種同量交換原則が大きな影響を及ぼしたとしている。

さらに近年、安国（2016）は徳川幕府の文書に基づき、開港前後の幕政を担っていた当局者の貨幣観との関連で日米修好通商条約の貨幣条

項について、次のような所論を展開している。すなわち、日本にとって不利な貨幣条項を含む修好通商条約が締結された背景には、幕府当局者の世界の通貨事情に対する無知や、米国総領事ハリスに強引な交渉があったと指摘されることが多い。しかし、彼らは日本の金銀貨が数度にわたる改鑄に伴い、含有金銀量において米国の金銀貨に対して劣っているという実態を十分承知するとともに、それが海外において明白になることを回避するべく、日本の金銀貨の純分量を開示する代わりの方策として、内外貨幣の交換に同種同量の原則を適用することを次善的に受け入れたのである。

加えて、邦貨よりも良貨である米国の金銀貨が国内で広く流通するような事態になれば、外国の政治への評価が高まり、邪教（キリスト教）の国内布教につながりうることを警戒するなど、徳川幕府の海防掛大目付・目付は政治的あるいは国防的な見地から貨幣問題を取り扱い、金銀貨の品位引き上げを上申していた。さらに、日本の対外的な体面・威信を守るべく、あるいは日本の為政者の度量の大きさや恩寵のほどを海外諸国に示すべく、幕府は一転して改鑄費の徴収廃止を提案したとされる。金銀貨の輸出が解禁されたのも、公平性の確保を目指したものであった。日本では金銀地金および金銀貨の輸入が容認されており、この措置との公平性確保のため、あるいは相互主義による見返り策として、幕府は金貨の輸出を解禁したとしている。もっとも、こうした幕府当局者の貨幣観や恩寵は国際的に通用するはずもなく、開港とともに大量の金貨が流出するに至ったと結論づけられる。

このような研究成果に基づき、現在では、幕末における金貨の大量流出には、国内での金銀比価が1対5と国際的な水準（1対15）から大きく乖離していたなかで修好通商条約の貨幣条項として同種同量交換を受け入れたことが大きな影響を及ぼしたという捉え方が支持されている。もっとも、冒頭でも述べたように、これまでの研究成果により金貨の大量流出にかかわる

問題すべてについてしかるべき解答が出揃っているとまではいえない。それゆえ、本稿では、修好通商条約の貨幣条項を適切に設定することにより金貨流出を未然に防止することはできなかったのか、安政二朱銀の新鑄以外に金貨流出を防止する施策はあり得たのか、といった問題を中心に、金貨の大量流出について経済学の視点を加味して検討することにした。

3. 日米修好通商条約の貨幣の条項のいずれが金貨の流出を促したのか

(1) 日米修好通商条約第5条が定めた内外貨幣の交換条項の骨子

日米修好通商条約第5条の貨幣条項が規定する内外貨幣の交換は、先に指摘したとおり、次のように要約される。すなわち、第1に、外国の貨幣は日本貨幣と同種同量の原則にしたがって通用すること。第2に、日本国内での支払いについては内外貨幣のいずれも自由に利用できること。第3に、開港後およそ1年間、日本政府は改鑄費なしでの内外貨幣の速やかな交換を保証すること。第4に、金銀貨および金銀地金の輸出は自由たること、とされた。

このうち第1、2項に掲げられた同種同量の原則および外国貨幣の国内自由通用について、英国のオールコック駐日公使と、同氏の説明に基づきラッセル英国外務大臣からの要請により1862年から63年にかけて「日本の貨幣(Japanese Currency)」という報告書を取り纏めた財務省のアーバスノットという2人の英国人が次のとおり厳しく批判している⁶。すなわち、第1に、日本政府に外国貨幣の同種同量原則に基づく国内での自由通用を認めよというのは、金銀貨は純分量に基づき交換するという欧州列強国間の通商にかかわる国際原則からすれば変則的(anomalous)であり、本質的に誤った、悪しきものである。

第2に、日本政府に同種同量の原則に基づく内外貨幣の無制限かつ改鑄費なしでの交換に対する保証を求めること自体、日本国内での金貨

と銀貨との独特な関係を一切考慮しないものであり、日本は金銀貨の流通実態に即して内外貨幣の交換条件を適切に規定しておくべきであった。そうした条件設定を行わなかったことが金貨の大量流出を招いたのである⁷。

第3に、徳川幕府が金銀貨の自由輸出を容認したことは大きな問題であったといわざるを得ない。この金貨の輸出解禁が同種同量の原則および日本に独自の銀貨の位置づけと相俟って、銀貨の大量流入および金貨の大量流出を促したのである。

英国駐日公使のオールコックおよび財務省のアーバスノットが批判の対象としたのは、英国と日本との間での内外貨幣の取り扱いを規定した日英修好通商条約第10条である。同条は日米修好通商条約第5条の貨幣条項を範としたものであり、米国主導で決まった日米間の合意をそのまま踏襲している。オールコック等の見解は、経済史研究においても支持されることが多い。実際、小野一一郎氏は彼らの議論を援用のうえ、米国や英国が投機的な資本家による金貨獲得を意図していなかったとしても、修好通商条約の貨幣条項は結果的には投機の途を拓くものであったほか、外国通貨の内地通用という植民地的貨幣体制の樹立に専心したという事実は否定されるものではないと主張している⁸。

(2) 外国貨幣の国内通用および金銀貨の輸出容認は日本が提案

しかし、貨幣条項の成立過程を振り返ると、石井孝氏などが指摘したように⁹、そうした見方とは異なる風景が見える。実際、米国のハリス駐日総領事が安政4年(1857)12月に提示した草案では、同種同量の原則に基づく貨幣の交換(ただし、鑄造費用は外国人が負担)を要求するにとどまり、外国貨幣の国内自由通用や金銀貨の輸出解禁については一切求めていなかった。ちなみに、内外貨幣の交換を定める第5条の草案は次のとおりであった¹⁰。

亜米利加人日本政府或は其臣下に払方を為す都合の為日本司人等日本貨幣を亜米利加人之貨幣と左之規定にて取替ゆべし亜米利加人の貨幣は同種之日本貨幣即ち金は金銀は銀と秤して同量を与ふべし日本司人件之如く得たる日本貨幣之鑄直失費を償ふ為六「六」分の高を貨幣之高より引落すべし併如此亜米利加人に与ふべし日本貨幣は一切輸出すへからず且輸出するため密商し或は密商を試ミし日本貨幣は日本政府に取上べし

日本臣下は外国之金銀貨幣を亜米利加人より受取是を所持し或ハ亜米利加人に払方を為す為め用ゆる事を得且日本臣下は此貨幣を日本司人に渡すに及はさるべし此条中の事は外国金銀之を貨幣に鑄たる者も又鑄さる者も自由に輸出するを禁する事ハ更に解せさるべし

この草案からも明らかなように、米国が当初想定していたのは、同種同量の原則による外国貨幣と邦貨との取り替え（鑄造費用は外国人が負担）、内外金銀貨の輸出禁止および日本人による外国貨幣建て債務の外貨による支払いおよび外貨保有の容認であった。つまり、米国が日本に要求したのは、同種同量原則による内外貨幣の取り替えすなわち交換であり、オールコック英国駐日公使や英国財務省のアーバスノットが強く批判した外国貨幣の国内自由通用、外国貨幣の邦貨への鑄造費用なしでの交換保証や金銀貨の自由輸出という3つの条項はすべて徳川幕府が提案したものだったのである。この間、米国が草案において金銀貨の輸出を禁止したのは、当時の日本では金銀貨の輸出が禁止されていたことを踏まえたものである。もっとも、この事実は、あとで詳しく述べるように、米国においては修好通商条約の締結とともに日本との貿易を積極化させる意図が強くなかったことを示唆している。貿易が拡大すると、貿易赤字ないし黒字の発生とともに、金銀貨の流出入が避けられないからである。

このような検証結果を踏まえると、アーバス

ノットに日本の貨幣制度の概要を伝えたオールコック自身、日米両国間での交渉の経緯を十分承知しないまま、修好通商条約の内外貨幣の自由通用規定などを米国の主張に基づき取り入れられたと誤解していた。そのため、彼らは先に掲げたような事実と反する批判を行うことになったと考えられる。

実際、日米両国が米国の草案を叩き台として貨幣条項を協議する段になって徳川幕府は、内外貨幣の交換を回避するあるいは最小限に抑えるべく、ハリス米国駐日総領事に対し、米国の政府や商人には日本での商品の代金や開港場での関税の支払いに洋銀を用いること、すなわち外国貨幣の日本国内での自由利用を認める。そうすると、内外貨幣の交換はとくに必要とされなくなるため、幕府は「冗雑之手数は相省き候積に付」として、内外貨幣の交換条項の削除および安政4年（1857）5月に合意した邦貨への交換に際しての改鑄費6%の徴収についても取り止めることを提案した¹¹。この提案にハリス総領事は、開港直後は混乱や不都合が生じるおそれがあるため、貨幣の交換は不可欠として交換条項の存置を求めた。これに対し幕府は、そうした不安や懸念を一掃するべく、開港直後は洋銀と邦貨との速やかな交換を時限的に保証することおよび内外貨幣の輸出解禁を追加提案した。これを米国が受け入れたため合意が成立し、金貨の輸出禁止や改鑄費6%の徴収はいずれも削除されることになったのである¹²。

このように、徳川幕府は内外貨幣の交換を容認する条項の存置を望まなかったのに対し、ハリス米国総領事はせめて当分の間でも残すことを主張したため、開港後1年間に限り貨幣の交換を行うことおよび日本が邦貨と洋銀との速やかな交換を保証することで決着した¹³。その結果、あとで詳しく述べるように、幕府は同種同量原則に基づく内外貨幣の交換を有名無実化することに事実上成功した一方で、金銀貨の輸出が解禁されたのである。これこそが日米両国間での交渉の実際であり、日本は開国に際し米国

のハリス駐日総領事の強硬な主張に折れ、不当な条件を呑まされたとする捉え方は事実を反する。

この点に関連して米国総領事のハリスは『日誌』において「非常に驚いたことに彼らは鑄造費の徴収は求めない、貨幣の自由輸出および外国通貨の国内通用を認めることを宣言したのであった。これには本当に驚いた」¹⁴と述べ、内外貨幣の交換回避を狙いとす幕府の意図を十分理解していなかったことが窺われる。この間、幕府が改鑄費の徴収廃止を提案した背景に関連して岡田俊平氏は、ハリス米国総領事の『日誌』での記述に基づき、幕府は江戸城の保守派の激昂振りを前にして米国からの京都開市および外国人の内地自由旅行要請を断固拒否するべく、その交換条件として貨幣条項で譲歩したという見方を提示している¹⁵。

その一方で、米国草案の第3項にあった「日本臣下は外国之金銀貨幣を亜米利加人より受取是を所持し或ハ亜米利加人に払方を為す為め用ゆる事を得」などとする、日本人による外国貨幣建て債務の外貨による支払いおよび外貨保有の容認規定は全面削除された。この条項について、米国は日本の商人が輸出代金を外国貨幣で受け取る事態を想定して設けたと考えられるが、徳川幕府が強く反対したからである。幕府が反対したのは、先に掲げた安国良一氏の指摘どおり¹⁶、幕府鑄造の金銀貨が外国貨幣よりも質的に劣っていることが知れ渡るようになれば、貨幣流通面から幕府への信認が揺らいだり、キリスト教が広まったりするおそれがあるため、そうした事態の発生を未然に防ぐべく、日本人による外国貨幣の利用容認規定は削除されたと理解するのが相当といえよう。もっとも、日米両国が合意した貨幣条項の第2項では「外国人、日本人とも邦貨、外国貨幣を支払手段に利用できる」とされ、この規定に基づき日本人は外国貨幣を受け取ったり、支払いに利用したりすることが暗黙裡に容認されており、その意味で、幕府も米国の意向に配慮していたことが

窺える。

(3) 開港に向けた徳川幕府の対処方針

このような事実を踏まえると、徳川幕府は開港に際し内外貨幣の交換についてどのように考え、どのような対処方法を考えていたのかという基本姿勢が問題となる。ちなみに、内外貨幣の交換価格については当初、嘉永7年(1854)に締結された日米和親条約第2条の「物品の値段は日本役人がきめ、その支払いは金貨または銀貨で行う」という規定に基づき、先に指摘したとおり、幕府が双替という日本独自の銀貨価値の算定方法にしたがって洋銀1ドル1枚=一分銀1枚と計算し、これを米国が暫定的に受け入れたことで成立した。ただし、米国はこの価格について、交換対象となった日本の銀貨(一分銀)の重量が洋銀の約3分の1にとどまっていたことから不当と考え、駐日総領事のハリスに対し、内外貨幣の評価については量目基準に訂正せよという訓令を発出した。この訓令に基づき、ハリスは修好通商条約の交渉を通じて洋銀1ドル100枚=一分銀311枚への変更を強硬に主張し、これを日本が受け入れたという経緯がある。

この間、金貨の大量流出に大きな影響を及ぼしたとされる同種同量交換は、日米修好通商条約締結の約1年前の安政4年(1857)5月に締結された「米利堅合衆国規定書」にかかわる交渉のなかで決まったものであり、『幕末外国関係文書』に基づき徳川幕府の対応姿勢を窺うと、慎重に検討したうえで受け入れたことがわかる。すなわち、石井孝氏や安国良一氏が指摘したように、米国は安政3年(1856)9月の下田奉行との会談において、同種同量交換とともに日本の金銀貨の品位・量目をすべて承知してその純分量を明らかにすることや交換価格を純分量に基づき定めることを提議した¹⁷。これに対し、幕府は種々の検討を経て、同年12月、金銀貨の純分量開示や純分量による価格決定を回避するべく、量目だけで交換することを次善の方

策として受け入れるとともに、改鑄費の引き上げを図ることにし、翌年5月に6%で決着したのであった。

このように徳川幕府は金銀貨の純分量の秘匿等を狙いとして同種同量交換を受け入れたが、開港直後に生じた金貨の流出自体、日本の金銀貨の実態は外国商人により正確に理解されていたことを如実に物語っている。加えて、英国のオールコック駐日公使は安政6年（1859）6月17日、幕府に金銀貨の素材実態に関する照会を行った。幕府もこれを無視できず、その実態を開示したため、金銀貨の純分量の秘匿策も開港とともに水泡に帰したといえる¹⁸。

米国が洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚への変更を強く主張したことに関連して、英国駐日公使のオールコックは、洋銀1ドル1枚＝一分銀1枚では重量基準のみならず購買力平価による交換価値決定の原則に照らしても、一分銀の価値が洋銀と比べて著しく割高になっていたことを指摘している。実際、外国人が洋銀1ドル1枚＝一分銀1枚という交換価格で得た一分銀を利用して日本の労働者に賃金を支払おうとした場合、賃金支払い額は中国の3倍にも達する。そうした実態を踏まえ、洋銀と一分銀の購買力の均等化を図るべく、洋銀1ドル1枚＝一分銀3枚を主張するに至ったとしている¹⁹。しかし、日本は逆に、自らが純分量基準に代えて同種同量原則を次善的に受け入れたにもかかわらず、同原則から導かれた交換価格は純銀量の相違や国内の通貨事情を無視した不当なものとなしたのである。

こうした経緯もあって、徳川幕府は洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚は米国からの要求にしたがって止むを得ず受け入れたものであり、日本の貨幣制度の実態にそぐわないと観念していた。それゆえ、当該価格での洋銀と一分銀の交換についてはできるだけ回避したいという意向を有していたと考えられる。この点に関連して、英国のオールコック駐日公使は、幕府の対外政策について「その政策のもっとも明らかな傾向

は、条約を死文化し、いっさいの接触を制限し、そして結局は外国人を追い出して、以前の孤立の状態に復帰しようということである」²⁰と指摘するなど、われわれの捉え方を裏付けている。

実際、徳川幕府は、そうした方針に基づき修好通商条約の貨幣条項に外国貨幣の自由通用等内外貨幣の交換を最小限にとどめる方策を追加したほか、次に掲げる2つの対処策を講じたのであった。すなわち、第1に、自由貿易には消極姿勢で臨み、開港後も長崎でオランダとの間で実施していた会所貿易という貨幣の移動を伴わないかたちでの貿易の運営を維持する。第2に、条約では同種同量原則による貨幣の通用が謳われているだけであり、交換価格や新銀貨の鑄造の可否についてはとくに言及されていないことを根拠として、二朱銀という洋銀と同じ品位かつ2枚で同量となる銀貨を新鑄して内外比価の均衡を回復する。しかし、開港とともに自由貿易を標榜する英国が貿易の主導権を握るなかで、会所貿易の維持という方針はもろくも崩れ去った。加えて、新銀貨の発行は欧米諸国の強い反発にあって、瞬く間に頓挫を余儀なくされたのであった。以下、これらの点についても少し詳しく議論しよう。

（4）会所貿易、安政二朱銀の鑄造という方策が選択された背景

開港までの間、長崎での対オランダ貿易は徳川幕府が設けた長崎会所という貿易機関を通じて実施されていた。このことにちなんで、長崎での貿易は会所貿易とも呼ばれる。会所貿易において、日本の輸出品は銀貨（南鐮二朱銀）で価格が表示される一方、輸入品の価格はオランダのギルデン銀貨で建てられ、売買（輸出入）金額の差額については、銀貨に代えてその他の物品の授受により決済された。このように会所貿易の場合、事実上の物々交換取引として実施され、貨幣が国境を超えて移動することはなかった²¹。加えて、貿易収支尻の調整は専らオランダが行っていたため、長崎会所においては貿

易実務に関するノウハウの蓄積はほとんどなかったといっても過言ではない。さらに、日本の財物の価値表示に利用された南鐐二朱銀の場合、金銀の純分比が当時の国際比価を踏まえて1対10前後に設定されていたため、金銀比価の内外乖離に起因する問題が発生することもなかった。このほか、長崎では清朝との間でも長崎会所を經由して貿易が行われていた。日清貿易では日本から清には銅が輸出され、その見返りとして清から日本には元糸銀（清の銀貨）や花辺銀錢（西洋銀貨）が輸出されるなど、オランダ貿易と同様に、物々交換取引として運営されていた²²。

こうした鎖国時代の貿易実態を踏まえ、徳川幕府では会所貿易をありうべき貿易の姿と観念し、開港後も維持することにした。事実、石井孝氏が箱館奉行書類に基づき指摘したとおり、海外との交渉を所管する外国奉行は、開港場での外国商人との取引はなるべく物々交換とし、内外貨幣の交換は最小限の範囲にとどめようとしていた²³。この方針に財政担当の勘定奉行も同意したため、幕府は貿易については会所貿易として運営することにしたのであった。

実際、安政4年（1857）12月に始まった貨幣条項をめぐる交渉に際し、徳川幕府は米国に対し「其国々ドルラルに而直に当方之品物を調当方之金銀を以其国之諸物を除候儀互に差支無之様可致付」²⁴と述べるなど、貿易については互いの輸出入債権債務を除（おぎのり、掛け買い）により相殺し、収支尻についてのみ現金で決済するという貨幣の受け渡しになるべく発生しないかたちで行うことを提案していたのである。そうした方針に基づき、勘定奉行は安政6年（1859）3月、会所貿易を原則とし、外国人が日本の商品を買求めた代金を邦貨で支払うべく洋銀を邦貨に交換するのは甚だ不当であるが、内外貨幣の交換は条約において承認した事項であるため、物々交換の対象とならない欠乏品に限って内外貨幣の交換を認めることにとどめ、国産品の多くを外国貨幣で売ることは拒絶

するべきと主張していた²⁵。

もう一つの方策は、石井孝氏、田谷博吉氏や三上隆三氏などが強調する安政二朱銀の発行であった²⁶。徳川幕府は、先に指摘したとおり、国際的な取引において金銀貨は物品貨幣として純分量で通用することを十分理解していた。その一方で、洋銀の品位は公称90%ながら実際には86.5%と、（天保）一分銀の98.8%を1割強下回っていたため、幕府では同種同量の原則による貨幣の交換は相手を利するだけ、もしくは日本が交換損失を強いられるだけの不当な取引と捉え、一分銀の流出を抑制するべく会所貿易の維持を志向していたといえる。

加えて、英国のオールコック駐日公使が外国掛閣老による話として指摘していたとおり、徳川幕府では修好通商条約の締結に際し、貨幣条項のなかで洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という交換比率が明定されることを避けるとともに、それを根拠として条約締結国から新銀貨の鑄造に異議を挟まれることはないと思惟したのであった²⁷。その一方で、勘定奉行および勘定吟味役は開港半年前の安政5年（1858）11月、厳しさを増す幕府財政の改善および開港関連費用の捻出を目指して、銀貨の品位を洋銀と同じ水準にまで引き下げることを中核とした金銀貨の改鑄を老中に具申した。

これに対し、老中から意見を求められた大老井伊直弼は貨幣の改悪を好まず、是非とも必要ということであれば、外国奉行にも諮問のうえ改鑄のあり方を決定するべきと指示した²⁸。その際、検討対象となったのは金貨の悪鑄と銀貨の良鑄であった。前者の場合、金貨の純金量引き下げにより改鑄益は得られるが、金貨の発行増大とともに物価が高騰し、武士階級の生活に悪影響が及ぶなど、人心惑乱のおそれがあることが懸念された。後者では、銀貨の量目が3倍となって莫大な改鑄損失の発生が見込まれることが問題視されるなど、いずれも一長一短があり、決定的な対策になり得なかった。このような検討を経て、徳川幕府は開港直前の安政6年

(1859) 5月、洋銀と同品位で重量が2分の1の二朱銀（安政二朱銀）という新銀貨を外国商人等に向けて鑄造し、洋銀との交換に充当することを決定したのであった²⁹。

これらの事実はまた、安政二朱銀の発行に関連して、「後の二朱銀発行計画ごときものを秘めていて、それによって、日本側の不利を防止しようと考えていた」（田谷、1963、442頁）とか、「幕府が同種同量交換を受け入れた背景には安政二朱銀の発行という伏線があり、これにより窮境打開を目論んでいた」（日本銀行調査局編、1975、220頁）といった議論が時間的な整合性を欠くという意味で正鵠を射ていないことを示唆している。

（5）徳川幕府による対策は開港とともに頓挫

実際、徳川幕府は安政6年（1859）6月2日の開港直後に外国政府・商人から内外貨幣の交換請求を受けた際、一分銀に代えて新たに鑄造した安政二朱銀を引き渡した。この二朱銀の重量は2枚で洋銀1ドル1枚に相当するよう仕立てられていたため、幕府は同種同量の原則に基づき、洋銀1ドル1枚は二朱銀2枚（＝一分銀1枚）に等しいとするとともに、この条件で内外貨幣の交換を実施したのであった。一分銀の価値を3倍に引き上げれば、金銀比価にかかわる内外乖離が解消し、金貨の流出は未然に防止しようと判断されたからである³⁰。

しかし、安政二朱銀には、石井孝氏が指摘したように「通用そのもののうちに、大きな矛盾が内包されていた」³¹。新二朱銀と旧来の一分銀が併存していたため、同種同量の交換原則をいずれの銀貨に適用するかにより、洋銀1ドルの価値は一分銀1枚あるいは3枚ともにありうることになったのである。実際、外国商人等からみた場合、安政二朱銀の発行は、日米合意に基づく洋銀1ドル1枚＝一分銀3枚に代えて、その3分の1に相当する一分銀1枚という交換比率が突然予告なしに適用されることを意味していた。加えて、外国商人等が洋銀の交換対象

とみなしていた一分銀が国内で引き続き流通するなか、徳川幕府は外国商人等に限って二朱銀を手渡すことにしたのである。当然のこととして、外国商人の不満は一気に爆発し、日本駐在の各国公使や総領事に宛てて幕府に是正を求めべきという要望を寄せた。

こうした要望を受け、駐日英国公使のオールコックは米国公使に昇格したハリスとも協議のうえ、安政6年（1859）6月20日、二朱銀は条約締結国との協議なしに発行されただけでなく、そうした改鑄自体、条約に規定された貨幣の交換条件を一方的・専断的に変更するものであり、到底容認することはできないとして徳川幕府に強く抗議した。この抗議に接した幕府も手落ちを認め、同月22日、二朱銀の鑄造を一時停止するとともに、今後は洋銀1ドル1枚については従来どおり一分銀3枚に引き替えることをオールコック等に伝え、決着した。その結果、幕府による開港対策の一つはあつという間に水泡に帰したのであった³²。

このように、開港とともに貨幣の交換条項にかかわる日本と5か国との間での外交交渉の主役は、米国から英国に交代した。英国は古くからアジア交易に従事していただけでなく、国内で引き合いの強い生糸やお茶の輸入先、工業製品等の輸出先として日本の将来性を評価のうえ、貿易取引を拡大しようとしていたからである。実際、開港直後における日本の貿易の8割前後は、輸出入とも英国を取引相手としたものであった。そうしたなか、徳川幕府による貨幣の交換条件の一方的な変更は、英国商人の日本での活動や貿易利益に多大な影響を及ぼすため、英国政府としても無関心ではいられなかったのである。

また、英国は自由貿易の信奉者であり、徳川幕府にもその推進を求めた。その結果、幕府が想定していた会所貿易や賄もあつという間に退けられ、海外との取引は自由貿易の原則にしたがって行われることになった。加えて、貿易取引の決済については、現金による決済が原則と

なった。そのため、外国商人は生糸など輸入品の代金支払いに必要となる邦貨を調達するべく、洋銀を邦貨に交換する動きを拡大させたのであった。このように開港後、幕府が想定していた対処策はすべて瞬く間に頓挫し、貿易では自由貿易の原則が尊重されるとともに、輸出入代金は洋銀あるいは一分銀の受け渡しで決済されることになったのである。

4. 改めて金貨の大量流出の背景とその防止策について考える

(1) 首尾一貫性を欠いた修好通商条約の貨幣条項

先に指摘したとおり、徳川幕府は金銀貨の純分量を対外的に秘匿するべく同種同量原則に基づく内外貨幣の関係づけを受け入れた一方で、交換そのものについては品位格差を踏まえて不当と捉え、その存置を望まなかった。これに対し、ハリス米国総領事は当分の間だけでも残すことを主張したため、開港後1年間に限り内外貨幣の交換を日本が保証することで決着した。そうした両国間での利害調整を反映するかたちで、日米修好通商条約の貨幣条項の構成は首尾一貫性を欠き、継ぎ接ぎの様相を呈することになった。

すなわち、貨幣条項の第1項が米国の主張に基づき内外貨幣の交換価格は同種同量原則によることを謳う一方で、第2項では日本の提案により国内での外国貨幣の自由通用が可能とされた。これら2項を重ね合わすと、外国商人が日本で物資を購入してその代金を支払う際には外貨の利用が可能となっているため、内外貨幣の交換はとくに必要とされないことが導かれる。しかし、日本の商人が邦貨による支払いを求めれば、外国商人もその要請に従わざるを得ない。草案第3項にあった日本人による外貨での受け払いおよび外貨の保有容認規定の全面削除に伴い、日本の商人が外貨を受け取る余地は大きく減殺された。それとともに、彼らが外貨を受け取る誘因がなくなったことも、邦貨での支払い

を促す方向で作用することになった。

このように、貨幣条項の想定する世界が現実のそれと大きく乖離するなか、貿易取引等の決済に必要とされる内外貨幣の交換が同種同量原則に基づき速やかに行われるには、徳川幕府による洋銀と邦貨との交換保証ないし邦貨の供給保証が必須となる。外国人による洋銀から邦貨への交換需要が高まれば高まるほど、邦貨の独占的供給主体である幕府による速やかな供給拡大がなければ同種同量原則に基づく交換価格の維持は困難となるからである。

しかし、徳川幕府が貨幣条項第3項の規定に基づいて内外貨幣の速やかな交換ないし供給を外国商人に保証するのは開港後1年に限られ、外国政府関係分を除き、その後はすべて民間部門に委ねられた。実際、開港後約1年間、幕府が運営する運上所では洋銀1ドル100枚=一分銀311枚という修好通商条約が規定する価格で洋銀と一分銀とが交換されたが、民間部門では市場での需給実勢を反映して当該価格を下回る相場が建っていた。ちなみ、近世の風俗を描いたことで名高い『守貞謄稿』は「其銀七匁強アリ。故ニ、一分銀三片ニ中ル。然レドモ、衆意に應ゼズ。大略、二分二朱ニ通用ス。」³³として、洋銀は1枚=一分銀3枚という交換価格を17%ほど下回る価格で取引されていたことを示している。

このような洋銀相場の動きを踏まえ、徳川幕府は外国政府とも協議のうえ、万延元年(1860)5月、修好通商条約が定める貨幣条項第3項に基づく運上所での外国商人を対象とした洋銀と邦貨との交換を取り止めるとともに、「向後右銀錢之量同(目)輕重刻印有無に不レ拘、丁銀之振合に準じ時之相場を以て取遣可レ到」という触れを出した。これを契機に洋銀との交換価格は、外国政府関係分を除き、時相場に移行した³⁴。換言すると、貨幣条項においては、開港後1年を経た万延元年(1860)6月に幕府による邦貨の供給責務が終了した後における洋銀と邦貨との交換価格維持策が欠落していたのであ

る³⁵。

その結果、徳川幕府による交換保証終了とともに外国商人は、対日貿易が赤字基調で推移するなか³⁶、輸入代金の支払いに必要となる邦貨についてはすべて、開港場の両替商等に洋銀を持ち込んで邦貨に交換せざるを得なくなった。このようにして外国商人等が洋銀を邦貨に交換する際に適用される洋銀相場は、修好通商条約の貨幣条項第1項の規定にかかわらず、時相場と称されるように、市場において決定されることになったのである。すなわち、開港1年を経て内外貨幣の交換価格は、外国政府関係分には引き続き同種同量価格が、民間商取引には時相場がそれぞれ適用されるという一種の二重相場制へと移行したのである³⁷。先行研究においては、こうした貨幣条項相互間の整合性にかかわる問題は、管見の限り、ほとんど取り上げられていない。しかし、その重要性を等閑にすることはできないため、欧米諸国や幕府の対応姿勢を振り返ることにより、この問題についてもう少し詳しく検討する。

(2) 有名無実化された同種同量原則による内外貨幣の速やかな交換

開港とともに導入された同種同量原則による貨幣の交換は、徳川幕府が開港場に設けた運上所において行われた。開港当初、洋銀との引き替えには新鑄の安政二朱銀が充てられたが、先に指摘したとおり、欧米諸国の強い反対を受け、わずか20日間で一分銀に変更された。そうしたなか、洋銀の一分銀への引替需要が投機的な需要の拡大もあって大きく膨らんだため、供給が需要に追い付かなかった。幕府も貨幣条項第3項に基づき一分銀の増鑄を決めたが、引替需要を満たすには十分ではなかった。その後、万延の改鑄を契機に投機的な需要は一気に鎮まり、内外貨幣の交換は概ね貿易取引の範囲に収まるようになったが、日本の貿易収支が黒字となっていたため、開港場では洋銀の余剰が生じることになった。そうしたなかで洋銀と邦貨との交

換価格は時相場へと移行したため、貨幣条項第1項は、外国政府関係分を除いて有名無実化したのであった³⁸。この事実はまた、貨幣条項の交渉当事者であった米国が、日本において洋銀が供給過剰となる事態の発生を予想していなかったことを示唆している。

なぜ米国は、洋銀が供給過剰となって同種同量原則の適用が困難となる事態が発生しうることを想定しなかったのだろうか。この問題を解く鍵は、安政5年(1858)7月の貨幣条項をめぐっての日米交渉のなかにある。すなわち、当時の日本では徳川幕府が貨幣の発行を独占し、欧米諸国のように政府により貨幣鑄造所が設けられ、一定の費用を支払えば誰もが希望する金額だけ金銀貨を取得できるという体制を欠いていた。米国はそうした貨幣供給体制の相違を十分承知しておらず³⁹、一定の費用を負担すればいつでも邦貨を取得できると想定していたと考えられる。そうであるがゆえに、貨幣条項に関する交渉において、米国は鑄造費支払いを自ら追加提案し、草案にも6%の鑄造費支払いを盛り込んだのであった。

加えて、米国が日本に開港を求めたのは、捕鯨等で太平洋を横断した際の寄港地の確保、薪炭・食料・飲料等の補給や難破船の保護のためであり、貿易についてはとくに強い関心を示していなかった。米国が日本を将来における工業製品の有望な輸出国と見做していたとすると、輸出代金の円滑な回収を図るためにも、修好通商条約の貨幣条項の草案に日本貨幣の輸出禁止を含めることはなかったと考えられるからである。実際、米国商人の開港場での活動は、南北戦争で国内が混乱していたこともあってさほど活発ではなく、金銀比価の大幅な内外乖離を主因に生じた裁定機会の存在を捉えた投機的な行動が米国商人の間で盛り上がることもなかった。

そうした状況下、米国は同国の船舶が日本で物資を調達するべく代金を支払う際の洋銀と一分銀との交換価格が国際的な原則に照らして適切であることや購買力平価の原則との整合性を

重視し、洋銀1ドル100枚=一分銀311枚という交換価格の受け入れを徳川幕府に求めたのであった。ただし、日本の商人が洋銀での支払いを受け入れるのであれば、貨幣の交換はとくに必要とされない。この外国貨幣の国内自由通用を徳川幕府自らが提案し、米国が受け入れたため、条約上は外国人が日本で調達した物資の代金支払いは洋銀1ドル1枚=一分銀3枚という交換比率で算出された金額に基づき、外貨で行うことが原則となり、少額の取引についてのみ洋銀と引き替えられた邦貨で支払われることになった。すなわち、第1項から導かれる同種同量原則による内外貨幣の交換は名目的なものへと祭り上げられた、あるいは空文化されたのである。もっとも、開港後1年間、幕府は第3項の規定に基づき、運上所経由で邦貨の供給に努めたため、そうした事実が表面化することはなかった。

このような検討結果からは、重量比較や購買力平価の原則に依拠した米国のハリス総領事の強硬な主張を受け、徳川幕府は当初の洋銀1ドル1枚=一分銀1枚に代えて100枚=一分銀311枚という交換価格を金銀貨の純分量を秘匿するためにも受け入れざるを得なかった。しかし、幕府は同種同量原則による交換を不当と捉えて、外国貨幣の国内での自由通用など、米国が受諾する可能性の高い施策を提案することにより、外貨と邦貨との交換を最小限に抑え、同種同量交換の有名無実化を図ろうとし、実際にも成功した。そうした事情を反映するかたちで、貨幣条項は相互に整合性が取れていない、わかりづらいものになったといえる。

(3) 貿易および投機的な動きで露呈した一分銀にかかわる供給能力不足

加えて、徳川幕府が修好通商条約を通じて各国に約束した洋銀の国内自由通用も、国内の商人がその受け取りには慎重姿勢を堅持したため、「江戸では、ドル貨はどんな相場でも通用しなかった」⁴⁰など、まったく実現していなかった。その一方で、一分銀は国内における小

口取引の決済手段として広く利用されていたため、英国商人など外国商人が大量の一分銀を短期間のうちに確保することは、取得目的が輸入代金の決済、投機資金の調達の如何を問わず、決して容易ではなかった。すなわち、外国商人による日本国内での一分銀取得の難しさが、国境を跨いだ金銀貨にかかわる裁定取引の隘路を形成していたのである。それゆえ、彼らは開港直後から日本駐在の各国公使や総領事に対し一分銀の供給拡大を幕府に要望することを求めた。

このような英国商人からの強い要望もあって、オールコック駐日英国公使は徳川幕府に、貨幣条項第3項の規定に基づく一分銀の速やかな増鑄を要請した。また、米国のハリス公使は国内に流入した洋銀を一分銀に鑄直して供給量を増やすことを提案した。こうした英米両国の要請や提案を受け、幕府は安政6年(1859)8月、日本国内に流入した洋銀を鑄直した洋銀同位の一分銀の鑄造を決定した⁴¹。この一分銀は安政一分銀(新一分銀)と呼ばれ、それまで流通していた天保一分銀は旧一分銀と称された。これに伴い、内外貨幣の交換に新一分銀を利用すれば、旧一分銀において発生した品位格差に起因する不当交換は解消した⁴²。

その一方で、徳川幕府による新一分銀の鑄造能力は一日当たり1万6,000個(洋銀換算で5,333ドル、金貨換算4,000両、11月からは1日2万2,400個に増額)、月間最大で洋銀16万ドル(11月からは24万ドル)にとどまるなど、金銀比価の内外乖離を主因に膨れ上がった外国商人からの引替需要を大幅に下回っていた。加えて、安政6年(1859)10月の江戸城本丸炎上を受け、幕府は内外貨幣の交換を停止した。その結果、新一分銀の供給量は大きく細り、横浜での貿易は致命的な打撃を受けることになった。事態を打開するには洋銀の国内通用を促進することが重要であるという駐日英国公使オールコックからの助言を受け、幕府は同年11月、洋銀に「改三分」という刻印を押し一分銀3枚の価値で通用させることにした⁴³。しかし、この措置も

国内商人の慎重姿勢を前にして有効に機能せず、洋銀の国内自由通用は十分浸透するに至らなかったほか、金貨の流出に歯止めがかかることもなかった。

そうした状況下、米国公使のハリスは安政6年（1859）11月、徳川幕府に金貨の流出を抑制するには金貨の価値を下げるか、銀貨の価値を引き上げるか、いずれかの方策によって国内での金銀比価の是正を図ることを勧奨した。幕府も開港前にそうした施策の実効性を検討していたが、物価に及ぼす悪影響を懸念して実施を見送ったという経緯もあって速やかに受け入れ、安政7年（1860）1月に通用金貨の増歩運用を図ったのに続いて、万延元年（1860）閏3月に金銀比価の是正を狙いとした改鑄（金の純分量引き下げ、これを万延の改鑄という）を断行した。これを契機に金貨の海外流出も止むことになった。

（4）金貨が大量流出するに至った背景

先に指摘したように、修好通商条約の貨幣条項は投機の途を開くものであった。そのため、駐日英国公使のオールコックが『大君の都』において描いたように、利に聡い英国商人等を中心に国境を跨いだ価格裁定取引が活発化し、大量の金貨が海外へと流出するに至った。ただし、経済学の立場からすると、投機的な裁定取引が可能となるには、次に掲げる3つの条件がすべて満たされる必要がある。すなわち、第1に、裁定取引によって得られる利益が十分大きいこと。第2に、日本国内で洋銀と一分銀との引き替えが無制限に行いうること、あるいは外国商人が望むだけ一分銀を入手できること、および取得した一分銀がすべて速やかに金貨に交換しうること。第3に、日本国内で取得した金貨を自由かつ無制限に国外に輸出できること、の3つである。

このうち第1の条件は金銀比価の大幅な内外乖離で満たされ、理論的には、洋銀を日本に持ち込んで一分銀に交換し、次いで取得した一分

銀を金貨に交換して海外に持ち出して再度洋銀に交換すると、2倍の利益が得られる環境にあった⁴⁴。ただし、その際には洋銀と一分銀に加えて、一分銀と金貨との引き替えが無制限に実施できることが必須となっており、この第2の条件は、先に掲げた小野一一郎氏の指摘のとおり、貨幣条項第3項の時限的な交換保証で満たされた。しかし、それだけでは国際的な価格裁定取引を実施することはできない。金貨を海外に持ち出せなければ、裁定取引が完成しえないからである。第3の条件である金貨の持ち出しは、貨幣条項第4項の金銀貨の自由輸出で可能とされたのである。

このように考えると、日本国内の金銀比価が国際的なそれから大きく乖離していたことを与件として、同種同量の原則に基づく内外銀貨の交換、徳川幕府による洋銀と銀貨との交換保証および銀貨と金貨との速やかな交換が国境を跨いだ価格裁定取引による利益機会を創出した。そこに幕府が外国貨幣の国内自由通用を担保するべく提案し、米国が受諾した金銀貨の自由輸出が加わって、利幅の大きな国境を跨いだ裁定取引機会が創出された結果、金貨の大量流出が発生したといえることができる。安国良一氏が指摘したように、幕府が金銀貨の輸入容認と平仄を合わせるべく相互主義の原則に基づいて金銀貨の輸出を解禁したとすれば、そうした意思決定は経済の原則を無視した稚拙なものとして評価せざるを得ない。

その一方で、先行研究においては、金銀貨の内外比価の大幅な乖離を主因として、開港とともに発生した金貨の大量流出は、米国が日本に同種同量の原則に基づく貨幣条項の受け入れを強く求めたことによるものとされることが多い。しかし、内外比価の著しい乖離は、金貨の大量流出を招来するうえでの必須の条件ではあるが、それだけでは金貨の流出は生じ得ない。徳川幕府が日米修好通商条約の交渉において同種同量原則に基づく内外貨幣の交換を有名無実化するべく提案し、米国が受諾した金銀貨の自

由輸出解禁により、彼らが日本国内で取得した金貨を自由かつ無制限に国外に持ち出せたことが、国際的な裁定取引を下支えしていたのである。その意味で、石井孝氏が指摘したとおり、金貨の大量流出の責めは、専ら金貨の輸出を容認した幕府に帰するといえる⁴⁵。

(5) 金貨流出を促した真の事由

そうした状況下、金貨の流出防止を狙いとして徳川幕府が開港直後に実施した安政二朱銀の新鑄や会所貿易の維持は、いずれも欧米諸国により瞬く間に退けられ、所期の効果を発揮しえずに姿を消すことになった。このように考えると、幕府が採用しうる施策はその他にあり得たのか否かが問われる。最後に、この問題について検討することにしたい。

先に指摘したとおり、徳川幕府は同種同量原則に基づく内外貨幣の交換を金銀貨の純分量を秘匿するべく止むを得ず受け入れたが、当該原則は相手を利するだけ、もしくは日本が一方的に交換損失を強いられるだけの不当なものとして捉えていた。洋銀の品位が（天保）一分銀のそれを1割強下回っていたからである。そうした認識に基づき、幕府は日米修好通商条約の条文交渉に際し、同種同量原則を有名無実化するべく、外国貨幣の国内自由通用および金銀貨の輸出解禁を提案したのであった。仮にこれら2つの提案のうち金銀貨の輸出解禁がなければ、外国商人が国際価格の3分の1の価格で金貨を取得できたとしても海外に持ち出せないため、国境を跨いだ裁定取引は実施しえない。

それゆえ、問題の根源は、徳川幕府が同種同量原則による内外貨幣の交換について貨幣間の品位格差を一切考慮しない不当なものとして罪悪視するとともに、英国財務省のアーバスノットが報告書「日本の貨幣」で指摘したように、開港後も銀貨の価値を金貨の単位で示すという日本に独特な取り扱いを維持したところにあるといえることができる⁴⁶。米国が提案した貨幣条項の草案を第3項の日本人による外国貨幣建て債務

の外貨での支払いおよび外貨保有の容認を除いて受諾していれば、幕府が一分銀の供給責任を問われることはなかったほか、外国商人が日本国内で取得した金貨を輸出することもできなかったからである。開港後、そうした環境が醸成されていけば、外国商人においても投機的取引を行おうという誘因が働かず、金貨が海外に流出することはなかったといえる⁴⁷。

しかし、それで十分とはいえない。徳川幕府が同種同量交換を不当と判断した内外貨幣間の品位格差についても解消する必要があるからである。（天保）一分銀の品位は98.8%と洋銀のそれを1割強上回っていたことおよび邦貨への交換に際しては改鑄費として交換額の6%を徴収できることを勧案すると、（天保）一分銀の品位を洋銀並みの90%前後にまで引き下げる改鑄を開港までに実施するとともに、交換需要が高まれば、安政一分銀と同様に洋銀を鑄潰して増鑄することについても合わせて決定しておけばよかったのである⁴⁸。

欧米諸国からみた場合、修好通商条約の貨幣条項は同種同量交換を規定するにとどまり、邦貨の品位については何ら言及していないため、一分銀の品位を洋銀並みに引き下げても、安政二朱銀のように条約違反を問われることはない。加えて、安政二朱銀のような重量を増やす良鑄ではないため、原材料不足に陥ることがないほか、改鑄益も得られて幕府財政の好転に寄与することも見込める。この間、内外貨幣の交換は開港場に設けられた両替商等で行い、余剰となった外国貨幣については政府が買い上げて一分銀に鑄直せばとくに大きな問題は生じないと思われる。

(6) 徳川幕府が採り得た選択肢

それゆえ、米国が提案した貨幣条項草案については、第3項を除いて受諾するとともに、開港前に一分銀の品位を90%前後にまで引き下げる改鑄を実施していれば、金貨の大量流出が生じることはなかったと結論づけられる。その一

方で、日本の貿易収支が赤字に陥った際には、金銀貨での輸入代金の支払いが避けられない。外国商人等からも、外国政府を経由して貿易代金の円滑な決済を図るべく金銀貨の輸出解禁を求める声が高まることが予想される。そうした事態の発生を展望のうえ、米国の草案に「当分の間」という条件を付したうえで金銀貨の輸出を禁止し、貿易赤字の持続が見込まれる事態に至った際に解禁するのが現実的な対応といえよう。ただし、開港直後のように日本の貿易収支が黒字で推移した場合、邦貨と洋銀との交換保証を欠いているため、貿易の拡大とともに洋銀の供給過剰というかたちで需給バランスが崩れ、内外貨幣の交換価格は時相場への移行を早晚余儀なくされよう。その意味で、金銀貨の輸出を禁止したとしても、黒字の持続を背景に洋銀が供給過剰となって、邦貨と洋銀の交換価格は時相場に移行し、第1項の同種同量交換原則は有名無実化したといえる。

このほか、外国投機家による洋銀から一分銀への交換需要を抑制することも選択肢としてありうる。この点に関連してオールコック駐日英国公使は、運上所に提出する両替請求書に架空の名義を記載したり、とてつもない金額を記入したりするなど、外国商人の狂乱振りを指摘している⁴⁹。このような明らかに投機と判断される外国商人による交換請求については、実需原則に基づき、輸出入申告書の写しを請求書に添付することを義務づけることで排除できる。しかし、開港当時の幕府は長崎での会所貿易の運営をオランダに委ねていたことから貿易事務に疎かったため、そうした施策については検討されることもなかったと考えられる。

さらに、金銀比価の内外乖離を解消するべく、開港に合わせて金銀貨の改鋳を行うこともあり得た。先に指摘したとおり、徳川幕府もそうした改鋳を検討した。しかし、金銀比価の内外均衡達成という対外的な要因に基づく金貨の改鋳は、国内的には金貨の流通量増大に伴う物価高騰が武士階級の生活に悪影響を及ぼすほか、人

心惑乱のおそれがあるとして早々に退けられた。それゆえ、幕府が採り得た選択肢は、米国の提案した貨幣条項草案の受け入れ（ただし、第3項を除く）と一分銀の品位を90%前後にまで引き下げる改鋳の実施に加え、一分銀の交換請求に対する実需原則の徹底しか残されていないと判断される。

このように、徳川幕府が米国提案どおりに金銀貨の輸出を禁止したとした場合、開港後の日本の貨幣制度の展開は大きく変わったのか否かが問われる。結論を先取りすると、多少の時間的なずれはありうるとしても、万延の改鋳に相当する金貨の改鋳、さらには「金貨単位の銀貨」と揶揄される万延二分判の大量発行についても早晚実施されたといえよう。というのも、勘定奉行の土岐下野守が安政5年（1858）11月の大老宛て上申書で説明したとおり、当時の幕府財政は3年（1856）までの3年間で年平均74万両の歳入不足を計上するなど危機的な事態にあり、財源確保という国内的な要因から、金貨の改鋳（悪鋳）が不可避な状況にあったからである⁵⁰。事実、先に指摘したとおり、勘定奉行は同年11月、老中に金銀貨の改鋳伺いを提出し、これが安政二朱銀の発行につながったことを想起すれば十分である。

こうした国内的な事情を踏まえると、徳川幕府としても早晚、財源確保を目指して金貨の改鋳（純金量の引き下げ）を断行せざるを得ない状況にあった。その際、金貨の純分量を3分の1に引き下げれば、十分な財源が確保できるほか、金銀比価の内外均衡も達成される。それに合わせて金銀貨の輸出を解禁すると、金貨の大量流出といった問題は生じない。先に指摘したとおり、幕府では開港半年前に、金銀貨の内外比価の均衡を図るべく金貨の純分量を引き下げる改鋳の実施を検討したが、金貨の発行増大に伴う物価の高騰により、武士階級の生活に悪影響が及ぶことが懸念されたため、採用には至らなかった。しかし、幕府財政が窮迫する事態に至ると、悪影響の発生を承知のうえで金貨の改

鑄が実施される公算が高い。それゆえ、開港当初に金銀貨の輸出が禁止されたとしても、国内事情から金貨の改鑄が断行されることが高い蓋然性をもって見込まれるため、その後における貨幣制度の展開が大きく異なることはないといえよう。

5. おわりに

以上のとおり、本稿では、幕末における金貨の大量流出問題について経済学の視点を加味して検討した。その結果、次のような知見を導くことができた。

すなわち、第1に、金貨の流出は、洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という同種同量の原則に基づく内外貨幣の交換価格設定だけでは生じ得ない。この交換価格は、日本国内での金銀比価の国際水準との著しい乖離と相俟って金貨の流出を促す方向で作用したが、それだけで金貨は流出し得ない。修好通商条約が定めた金銀貨の輸出解禁が金貨の海外持ち出しを可能とし、金貨の流出を支えたのである。

第2に、この金銀貨の輸出解禁条項は、米国が提示した日米修好通商条約の貨幣条項草案ではなく、交渉の過程で日本が外国貨幣の国内自由通用と合わせて提案し、米国が受諾したため、盛り込まれたのである。その意味で、金貨流出の責めは徳川幕府が負うべきといえる。幕府が外国貨幣の国内自由通用という通常ではありえない措置を提案したのは、同種同量原則による内外貨幣の交換を回避するためであり、そうした措置の組み入れを担保するとともに、金銀貨の自由輸入との平仄をあわせるべく金銀貨の輸出が解禁されたのである。幕府は次善的に受け入れた洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という交換価格を引き続き不当と捉え、この条件での内外貨幣の交換を避けたかったからである。また、日米修好通商条約の貨幣条項では、幕府による邦貨への交換保証が開港後1年に限定されたため、1年後の供給保証の終了とともに内外貨幣の交換価格は時相場に移行した。

第3に、金貨の流出を未然に防止するには、徳川幕府は修好通商条約締結に際し、米国が提示した貨幣条項草案のうち第3項の日本人による外国貨幣建て債務の外貨支払いおよび外貨保有の容認規定を除いて受諾し、金銀貨の輸出禁止条項を存置するべきであった。金銀貨の輸出禁止を存置しておけば、海外投機家による国境を跨いだ価格裁定取引は完成しえなくなるため、金貨の大量流出の途を制度的に閉じることができたからである。合わせて6%の改鑄費の徴収を前提として、(天保)一分銀の品位を洋銀並みの90%前後にまで引き下げる改鑄を開港までに実施していれば、幕府が不当とした内外貨幣間の品位格差も解消される。

このように、本稿の冒頭で示した幕末の金貨流出にかかわる問題については概ね、十全なる解答を提示することができた。しかし、徳川幕府が日米修好通商条約の貨幣条項に関する交渉に際し、外国貨幣の国内通用や金銀貨の輸出解禁を持ち出した事由などについては、詰めるべき論点がなお残っているのも否定できない。加えて、明治初年における貨幣制度改革との関連で、金貨流出対策として実施された万延の改鑄が明治4年(1871)の新貨条例制定にどのような影響を及ぼしたのか、時相場への移行後に洋銀相場がどのような推移をたどったのか、などについても検討することが求められる。これらについては今後の研究課題とし、稿を改めて検討することにした。

※本稿は、2021年8月31日開催の地方金融史研究会夏期研究会、同年5月9日の貨幣史研究会および同年10月16日開催の日本金融学会秋季大会において報告した論文を加筆修正したものである。夏期研究会では、石井寛治、齋藤壽彦および中西聡、貨幣史研究会では岩橋勝、井上正夫および福田真人、金融学会では指定討論者の小林延人のほか、鎮目雅人など諸先生方から貴重なコメントや批判を頂戴したことを記して感謝の念を示すことにしたい。なお、いうま

でもなく、ありうべき誤解等はすべて筆者の責めに帰す。

注

- 1 同種同量の貨幣交換原則は金貨にも適用されるが、実際には銀貨にのみ適用された。金貨の場合、超高額貨幣としての性格を反映して、外国金貨を本邦金貨に交換したとしても、食料品や賃金など小額面の支払いには利用困難という不都合が随伴するからである。
- 2 ただし、英文の規定では、交換対象となる日本の金銀貨については“Japanese coins (gold and silver itsebues)”とされていたため、欧米諸国では銀貨は一分銀と理解していたと考えられる。なお、洋銀1ドル100枚=一分銀311枚という交換価格が国際的な条約のなかで正式に規定されたのは、慶応2年(1866)6月に調印された改税約書第6条においてであった。
- 3 石井(1984)、99-110頁。
- 4 史料編纂所(1932b)、842頁。
- 5 洋銀1枚=一分銀1枚は、双替という日本に独自の地銀と通用銀貨との関係を示す倍率(双替率)を洋銀に適用して算出された。すなわち、洋銀は重量412.03グレイン=7.12匁、品位0.865であったため、その純銀量は356.4グレイン=6.16匁となり、ここに天保7年(1836)9月以降の双替率である2.6倍をかけると16.016匁となる。つまり、洋銀1枚は銀目16匁に相当する一方で、一分銀の公定銀目は15匁であったため、洋銀1枚と一分銀1枚とが等置され、洋銀1枚=一分銀1枚という交換価格が算出されたのである。
- 6 オールコック(1962b)、339-341頁。高橋(1938)、136-143頁。
- 7 19世紀半ばの欧米諸国においては、民間部門による金銀の採掘および売買は自由であったほか、金銀貨については自由鑄造の原則に基づき地金銀を鑄造所に持ち込み、一定の手数料を支払えば望むだけの金銀貨を取得することができた。それゆえ、金銀貨の鑄造価格と金銀の市場価格との間で裁定が働き、金銀貨の流通価値は素材価値にはほぼ一致していた。これに対し、江戸時代の日本の場合、金銀銅鋳山は徳川幕府が直轄するとともに、金銀貨の鑄造についても独占していた。そうした環境の下で数度にわたって実施された改鑄の結果、金銀貨の額面金額(流通価値)は素材価値から大きく乖離することになった。こうした幕府鑄造の金銀貨に独特な素材価値と流通価値の乖離について、幕府は米国総領事ハリスに対し「刻印通用によるもの」と説明したが、理解してもらえなかった(日本銀行調査局(1973)、214頁)。三上隆三氏が指摘した1対13という金銀比価は、天保小判と一分銀それぞれの素材価値を示す純金銀量を基礎として計算されたものであり、一分銀の価値は天保小判の4分の1という幕府による価格設定を踏まえて金銀比価を計算すると、通説のとおり1対5となる。
- 8 小野(1958b)、44頁。
- 9 石井(1987)、22-23頁。田谷(1963)、440-441頁。日本銀行調査局(1973)、217-219頁。
- 10 維新史学会編(1943)、411頁。
- 11 史料編纂所(1925)、701-703頁。
- 12 安国良一氏は、先に指摘したとおり、金銀貨の輸出解禁は公平性の確保のための措置であったとしている。しかし、そうした配慮があったとしても、本稿での議論が示すとおり、内外貨幣の交換回避を主たる狙いとしていたとするほうがより説得的と判断される。
- 13 こうした議論の詳細については、日本銀行調査局(1973)、217-219頁、石井(1987)、21-24頁や三上(1975)、100頁を参照。
- 14 Cosenza(1930)、p.529。
- 15 岡田(1955)、18-19頁。
- 16 安国(2016)、138頁。
- 17 史料編纂所(1922)、36-39頁。石井(1987)、14-18頁。安国(2016)、135頁。
- 18 史料編纂所(1953)、75-76頁。
- 19 オールコック(1962b)、338-339頁。
- 20 オールコック(1962b)、65頁。

- 21 福地 (1902)、198-199頁。
- 22 長崎での日清貿易の詳細については、彭浩 (2015) を参照。
- 23 石井 (1986)、48-49頁。
- 24 維新史学会編 (1943)、482-483頁。
- 25 史料編纂所 (1932 b)、821-829頁。
- 26 石井 (1986)、48-49頁。田谷 (1963)、442-451頁。三上 (1975)、122-131頁。
- 27 オールコック (1962 b)、342-343頁。
- 28 史料編纂所 (1932 a)、827-837頁。
- 29 金銀貨の改鑄から安政二朱銀鑄造に至る徳川幕府内での貨幣面での開港対策に関する検討状況の詳細については石井 (1987)、28-47頁を参照。
- 30 この点に関連して三上隆三氏は、安政二朱銀の品位は0.8476と、洋銀の平均品位の0.9よりも6%方引き下げられたため、米国が条約草案のなかで提示した6%の鑄造費用を自動的かつ機械的に事実上徴収するなど、二朱銀の発行は「実に巧妙な同種同量交換の対策」と積極的に評価しているが、そうした評価は後知恵によるものといえよう。
- 31 石井 (1987)、46頁。
- 32 石井 (1987)、42-56頁。日本銀行調査局 (1973)、222-226頁。
- 33 喜多川 (1992)、250頁。
- 34 日本銀行調査局 (1975)、252頁。
- 35 その後、英国等は徳川幕府に対し邦貨を安定的に調達できる方策の実施を要求するようになり、幕府は慶応2年 (1866) 6月に調印された改税約書第6条において、1868年1月1日までに欧米流の近代的な貨幣鑄造所を建設することを約束した。
- 36 『横浜市史』第2巻によると、安政6年 (1859) および万延元年 (1860) における日本の貿易収支は54万ドル、305万ドルの黒字となっており (548頁)、英国等の貿易はその金額だけ赤字となっていた。
- 37 この二重相場制化に伴って生じた価格差に着目して、外国官吏や軍艦乗組員においては時相場で洋銀を買って蓄え、それを一分銀に交換することを軍艦士官等の名義で運上所に申請して利益を獲得するという動きもみられた。もっとも、そうした変則的あるいは裁定機会を濫用した行動により徳川幕府が被った交換損失の実態や規模については明らかになっていない。こうした動きの詳細については、例えば石井 (1941) を参照。
- 38 この点に関連して田谷博吉氏は「かくて条約に定められていた同種同量適用規定は、名実共に一方的に廃棄された」 (田谷 (1963)、462頁) としている。しかし、そうした捉え方には首肯できない。条約を日本が一方的に廃棄することは不可能なほか、外国政府関連の内外貨幣の交換に対しては、引き続き同種同量原則が適用されていたからである。
- 39 田谷博吉氏が指摘したように (田谷 (1963)、439頁)、米国総領事ハリスは、日本の造幣局の実態について通訳の森山栄之助に質問するなど、その実態を理解するように努めていた。なお、米国や英国が日本の金銀貨が金座・銀座において徳川幕府開府以来の鑄造方法に基づき製造されていたことを知ったのは、安政6年 (1859) 8月に新鑄された洋銀同位の一分銀の増鑄をめぐる交渉においてであったと思われる。その後、英国は外国商人等が邦貨を安定的に調達するには貨幣の鑄造にかかわる最新の技術を日本にも導入する必要があるとして、慶応2年 (1866) に締結された改税約書において欧米流の造幣所の創設を求めた。
- 40 オールコック (1962 b)、349頁。
- 41 田谷 (1963)、450-451頁。
- 42 日本銀行調査局 (1973)、226-227頁。
- 43 石井 (1987)、142-143頁。日本銀行調査局 (1973)、227-230頁。
- 44 金貨を海外に持ち出すことが出来れば、金貨を銀貨に交換しなくても、裁定取引に従事した外国商人においては同額だけの利益が得られる。
- 45 石井 (1987)、26-27頁。
- 46 この点に関連して、鎖国の世界に慣れた幕府官僚の見識のずれや不勉強が金貨の流出を招いた

と指摘されることもあるが、この捉え方には賛成できない。彼らは、欧米諸国での貨幣流通のあり方にも通じ、そうした知識に基づき安政二朱銀の鑄造を提案していたからである。

- 47 これに対しては、大きな裁定機会が存在する限り、外国商人は密輸などの抜け道を探し出すため、金貨輸出禁止の実効性は低いという批判もありうる。しかし、そうした行為は明らかな条約違反であり、違反行為がみられた際には、日本は彼らが輸出しようとした金貨を全額没収できるほか、当該商人の駐日公使に取り締まりの強化を求めることができる。
- 48 勘定奉行の土岐下野守は安政5年(1858)11月、内外貨幣間の品位格差を解消するべく老中に洋銀同位の二朱銀の新鑄を上申したが、受け入れられなかった(史料編纂所(1932a)、827-834頁)。
- 49 オールコック(1962a)、408-410頁。
- 50 史料編纂所(1932a)、814-827頁。

[参考文献]

- 石井寛治(1984)『近代日本とイギリス資本』、東京大学出版会。
- 石井 孝(1939)「幕末開港当初に於ける新二朱銀の鑄造とその停止の事情」『歴史学研究』第69号(石井(1987)に第2章として収録)。
- 石井 孝(1941)「幕末開港と外貨通用問題」『歴史学研究』第87・89号(石井(1987)に第4章として収録)。
- 石井 孝(1952)「幕末開港後における貨幣問題の出发点」『社会経済史学』第18巻第4号(石井(1987)に第1章として収録)。
- 石井 孝(1987)『幕末開港期経済史研究』、有隣堂。
- 維新史学会編(1943)『幕末維新外交史料集成』第3巻、財政経済学会。
- 岡田俊平(1955)『幕末維新の貨幣政策』、森山書店。
- 小野一一郎(1958a)「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(一)」京都大学経済学会『経済論叢』第81巻第3号、135-151頁。
- 小野一一郎(1958b)「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(二)」京都大学経済学会『経済論叢』第81巻第4号、34-52頁。
- オールコック(1962a)山口光朔訳『大君の都 幕末日本滞在記』(上)、岩波書店。
- オールコック(1962b)山口光朔訳『大君の都 幕末日本滞在記』(下)、岩波書店。
- 喜多川守貞(1992)朝倉治彦・柏川修一校訂編集『守貞謄稿』第1巻、東京堂出版。
- 史料編纂所(1922)『幕末外国関係文書之十五』、東京帝国大学。
- 史料編纂所(1925)『幕末外国関係文書之十八』、東京帝国大学。
- 史料編纂所(1932a)『幕末外国関係文書之二十一』、東京帝国大学。
- 史料編纂所(1932b)『幕末外国関係文書之二十二』、東京帝国大学。
- 史料編纂所(1953)『幕末外国関係文書之二十四』、東京帝国大学。
- 高橋碩一(1938)「幕末貨幣問題に關する若干の資料(上)」三田史学会『史学』第17巻第2号、125-163頁。
- 田谷博吉(1963)『近世銀座の研究』、吉川弘文館。
- 日本銀行調査局編(1973)『図録日本の貨幣』第4巻、東洋経済新報社。
- 福地源一郎(1902)『長崎三百年間』、博文館。
- 彭浩(2015)『近世日清通商関係史』、東京大学出版会。
- 三上隆三(1975)『円の誕生』、東洋経済新報社。
- 安国良一(2016)『日本近世貨幣史の研究』、思文閣出版。
- 山本有造(1994)『両から円へ』、ミネルヴァ書房。
- Cosenza, Mario E. (1930) *The Complete Journal of Townsend Harris : First American Consul General and Minister to Japan*, Doubleday.